甲州市公告第33号

次の森林について、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。 なお、定めた経営管理権集積計画については、次の場所において縦覧に供する。

令和6年8月30日

甲州市長 鈴木 幹夫

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	整理番号	大字	字	地番	林班	登記面積 (ha)	経営管理権の 存続期間(始)	経営管理権の 存続期間(至)
			万	川紙一覧表	のとおり			

2 縦覧場所

甲州市役所 農林振興課 甲州市ホームページ

3 本公告により、甲州市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

経営管理権集積計画の対象森林

経営	管理権集積	計画の対象森林					to the fate and the	
No.	整理番号	大字	字	地番	林班	登記面積 (ha)	経営管理権の 存続期間(始)	経営管理権の 存続期間(至)
1	R5第1号	甲州市塩山下柚木	奥矢坪	1532-5	2	0.3451	令和6年8月30日	令和11年3月31日
2	R5第1号	甲州市塩山下柚木	山帰所	1786-36	2	0.3656	令和6年8月30日	令和11年3月31日
3	R5第1号	甲州市塩山下柚木	山帰所	1786-37	2	0.3276	令和6年8月30日	令和11年3月31日
4	R5第2号	甲州市塩山下柚木	中林	1648	2	0.3722	令和6年8月30日	令和11年3月31日
5	R5第2号	甲州市塩山下柚木	獅久保	1672	2	0.0082	令和6年8月30日	令和11年3月31日
6	R5第2号	甲州市塩山下柚木	獅久保	1676	2	0.075	令和6年8月30日	令和11年3月31日
7	R5第3号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2320-2	3	0.002	令和6年8月30日	令和11年3月31日
8	R5第3号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2325-1	3	0.0939	令和6年8月30日	令和11年3月31日
9	R5第3号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2326-1	3	0.1869	令和6年8月30日	令和11年3月31日
10	R5第3号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2326-3	3	0.0067	令和6年8月30日	令和11年3月31日
11	R5第3号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2326-4	3	0.012	令和6年8月30日	令和11年3月31日
12	R5第3号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2326-6	3	0.017	令和6年8月30日	令和11年3月31日
13	R5第4号	甲州市塩山下柚木	山帰所	1786-34	2	0.2224	令和6年8月30日	令和11年3月31日
14	R5第4号	甲州市塩山下柚木	山帰所	1786-35	2	0.22	令和6年8月30日	令和11年3月31日
15	R5第5号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2314-1	3	0.269	令和6年8月30日	令和11年3月31日
16	R5第5号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2314-3	3	0.0333	令和6年8月30日	令和11年3月31日
17	R5第5号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2327-1	3	0.1624	令和6年8月30日	令和11年3月31日
18	R5第5号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2327-3	3	0.0914	令和6年8月30日	令和11年3月31日
19	R5第5号	甲州市塩山藤木	五ノ割	2327-4	3	0.0565	令和6年8月30日	令和11年3月31日
20	R5第6号	甲州市塩山下柚木	奥矢坪	1525	2	0.0558	令和6年8月30日	令和11年3月31日
21	R5第6号	甲州市塩山下柚木	奥矢坪	1526	2	0.0611	令和6年8月30日	令和11年3月31日
22	R5第6号	甲州市塩山下柚木	奥矢坪	1529	2	0.1666	令和6年8月30日	令和11年3月31日
23	R5第6号	甲州市塩山下柚木	大石田	1567	2	0.0323	令和6年8月30日	令和11年3月31日
24	R5第6号	甲州市塩山下柚木	大石田	1570	2	0.0436	令和6年8月30日	令和11年3月31日
25	R5第7号	甲州市塩山下柚木	奥矢坪	1527	2	0.0786	令和6年8月30日	令和11年3月31日
26	R5第7号	甲州市塩山下柚木	奥矢坪	1528	2	0.1249	令和6年8月30日	令和11年3月31日
27	R5第7号	甲州市塩山下柚木	大石田	1564	2	0.1404	令和6年8月30日	令和11年3月31日
28	R5第7号	甲州市塩山下柚木	大石田	1565	2	0.0727	令和6年8月30日	令和11年3月31日
29	R5第7号	甲州市塩山下柚木	大石田	1566	2	0.1236	令和6年8月30日	令和11年3月31日
30	R5第8号	甲州市塩山下柚木	山帰所	1786-16	2	0.2555	令和6年8月30日	令和11年3月31日
31	R5第9号	甲州市塩山小屋敷	扇山	2313-34	2	1.0981	令和6年8月30日	令和11年3月31日
32	R5第10号	甲州市塩山小屋敷	扇山	2313-46	3	0.1231	令和6年8月30日	令和11年3月31日
33	R5第11号	甲州市塩山小屋敷	扇山	2313-20	2	1.3553	令和6年8月30日	令和11年3月31日

整番	理号	刊 事 項 R5 第1号	経営管理権の	設定を受	ける市	5町村	(乙)	(名称) 甲州市 (氏名)		計 幹月	ŧ		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1 (住所又は所在地)		
H	,,	>1v = V	経営管理権を	設定する	森林の	森林所	有者 (甲)	(八石)	くは右州))			(住別又は別任地)		
		-	乙が経営管理	権の設定	どを受	ける森	[林 (A)			(\)	経営管理		木材の販売による収益から伐採等に	- 2257 - 2 1	
番号		所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	権の存続 期間 (終期) (B)	われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	塩山口字奥タ	下柚木 卡坪	1 5 3 2 - 5	2	1 5 3 2 - 5	山林	0. 3451 (0. 3521)	ヒノキ	60	公告の あった 日から	3月31日	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続	管理事業を行うものとし、乙は間伐材の	て金銭の支払い	経営管理権 設定区域は 別添図面の
2	塩山口字山州		1786-36	2	1786-36	原野	0. 3656 (0. 3454)	ヒノキ	70			期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐			とおり。
3	塩山口字山州		1786-37	2	1786-37	原野	0. 3276 (0. 349)	ヒノキ	70			・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置			
4												間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ			
5												性及び山腹崩壕等の灰音り スクに考慮し、実施するも のとする。			
6												また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中			
7												に年1回以上は、目視によ る巡視を行う。			
8												経営管理実施権の設定は行わない。			
9															
10															
11															
12															

	ō	乙が経営管理	権の設定	を受し	ける森	林 (A)			経営管理権を認	設定する森林の甲以外の権	原者(E)		
番号	· 所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山下柚木 字奥矢坪	1532-5	2	1 5 3 2 - 5	山林	0. 3451 (0. 3521)	ヒノキ	60					
2	塩山下柚木 字山帰所	1 7 8 6 - 3 6	2	1786-36	原野	0.3656 (0.3454)	ヒノキ	70					
3	塩山下柚木 字山帰所	1 7 8 6 - 3 7	2	1786-37	原野	0. 3276 (0. 349)	ヒノキ	70					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

_	の計画に同音する	
_	(八)計画は、同音する	

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

整番	理号	刊 事 項 R5 第2号	経営管理権の	設定を受	ける市	5町村	(乙)	(名称) 甲州市 (氏名)		おおおい 幹 手	Ę		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1 (住所又は所在地)		
T EE	73),j= 'J	経営管理権を	設定する	森林の	森林所	有者 (甲)	(八名)	くは名が	N)			(住別又は別任地)		
		;	乙が経営管理	権の設定	を受	ける森	禁林(A)			t = 27 tota	経営管理		木材の販売による収益から伐採等に		
番号	j		地番	林班	小班	地目	面積 ^(図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	権の存続 期間 (終期) (B)	われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	塩山下 字中を	柚木	1648	2	1648	山林	0. 3722 (0. 6901)	ヒノキ	35	公告の あった 日から	3月31日	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	て金銭の支払い	経営管理権 設定区域は 別添図面の
2	塩山下 字獅ク	·柚木 、保	1672	2	1672	山林	0. 0082 (0. 2051)	ヒノキ	35			期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐			とおり。
3	塩山丁 字獅ク		1676	2	1676	山林	0. 075 (0. 3209)	ヒノキ	35			・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置			
4												間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様			
5												性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。			
6												また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中			
7												に年1回以上は、目視による巡視を行う。			
8										-		経営管理実施権の設定は行わない。			
9															
10															
11															
12															

	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A) 面積 電源								経営管理権を認	段定する森林の甲以外の権	原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地里	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山下柚木 字中林	1648	2	1 6 4 8	山林	0.3722 (0.6901)	ヒノキ	35					
2	塩山下柚木 字獅久保	1672	2	1 6 7 2	山林	0. 0082 (0. 2051)	ヒノキ	35					
3	塩山下柚木 字獅久保	1676	2	1 6 7 6	山林	0. 075 (0. 3209)	ヒノキ	35					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

~	の計画	に同	音よ	ス
$\overline{}$	V J H I IIII	$V \subseteq I \mapsto I$		(a) a

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

整番	理号	R5 第3号	経営管理権の	設定を受	ける市	可时村	(乙)		方長		Ę		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1		
番	方	第 3万	経営管理権を	設定する	森林の	森林所	有者(甲)	(氏名)	ては名称	下)			(住所又は所在地)		
		ē	乙が経営管理	権の設定	を受	ける森	禁林(A)			(\)	経営管理		木材の販売による収益から伐採等に	_ , , , , _ , , , , , , , , , , , , , ,	
番号	戸		地番	林班	小班	地目	面積 ^(図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	塩山藤 字五ノ		2 3 2 0 - 2	3	2320-2	山林	0. 002 (0. 0017)	ヒノキ	65	公告の あった 日から	3月31日	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続	管理事業を行うものとし、乙は間伐材の	て金銭の支払い	経営管理権 設定区域は 別添図面の
2	塩山藤 字五ノ		2 3 2 5 - 1	3	2 3 2 5 - 1	原野	0. 0939 (0. 0722)	ヒノキ	65			期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐			とおり。
3	塩山藤 字五ノ		2 3 2 6 - 1	3	2 3 2 6 - 1	山林	0. 1869 (0. 2133)	ヒノキ	65			・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置			
4	塩山藤 字五ノ	木割	2 3 2 6 - 3	3	2 3 2 6 - 3	山林	0. 0067 (0. 0152)	ヒノキ	65			間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ			
5	塩山藤 字五ノ	木割	2 3 2 6 - 4	3	2 3 2 6 - 4	山林	0. 012 (0. 0081)	ヒノキ	65			スクに考慮し、実施するものとする。			
6	塩山藤 字五ノ		2326-6	3	2 3 2 6 - 6	山林	0. 017 (0. 0135)	ヒノキ	65			また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中			
7												に年1回以上は、目視によ る巡視を行う。			
8												経営管理実施権の設定は行わない。			
9															
10															
11															
12															

		乙が経営管理	権の設定	を受	ける森	林 (A)			経営管理権を認	党定する森林の甲以外の権	原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山藤木 字五ノ割	2 3 2 0 - 2	3	2320-2	山林	0.002 (0.0017)	ヒノキ	65					
2	塩山藤木 字五ノ割	2325-1	3	2 3 2 5 - 1	原野	0.0939 (0.0722)	ヒノキ	65					
3	塩山藤木 字五ノ割	2326-1	3	2 3 2 6 - 1	山林	0. 1869 (0. 2133)	ヒノキ	65					
4	塩山藤木 字五ノ割	2 3 2 6 - 3	3	2326-3	山林	0.0067 (0.0152)	ヒノキ	65					
5	塩山藤木 字五ノ割	2 3 2 6 - 4	3	2326-4	山林	0. 012 (0. 0081)	ヒノキ	65					
6	塩山藤木 字五ノ割	2326-6	3	2326-6	山林	0. 017 (0. 0135)	ヒノキ	65					
7													
8													
9													
10													
11													
12													

~	の計画に同音する	

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

	1111/	個別事項 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 理 R5 品 第4号				1								
整番	理号		経営管理権の	設定を受	ける市	i町村	(乙)			命木 幹非	ŧ		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1	
番	号	第4号	経営管理権を	設定する	森林の	森林克	所有者(甲)	(氏名又	マは 名称	下)			(住所又は所在地)	
			乙が経営管理	星権の設定	定を受	とける	森林(A)			- (cz 2)4 /c/c	経営管理	(a) White mule is the six of the	 木材の販売による収益から伐採等に	7 NELT D 4 +
番号	-	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 備考 相手方及び方法
1	塩山口字山州	下柚木 昂所	1786-34	2	1786-34	原野	0. 2224 (0. 2408)	ヒノキ	65	公告の あった 日から	3月31日	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続	管理事業を行うものとし、乙は間伐材の	乙から甲に対し 経営管理権 て金銭の支払い 設定区域は は行わない。 別添図面の
2	塩山¬ 字山州	下柚木 昂所	1786-35	2	1786-35	原野	0. 22 (0. 2304)	ヒノキ	65			期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐		දින් වි.
3												・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置		
4												間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ		
5												性及び山腹崩壕等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。		
6												また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中		
7												に年1回以上は、目視による巡視を行う。		
8												経営管理実施権の設定は行わない。		
9														
10														
11														
12														

		乙が経営管理	里権の設定	定を受	きける新	森林 (A)			経営管理権を記	安定する森林の甲以外の権	原者(E)		
番号	· 所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山下柚木 字山帰所	1786-34	2	1786-34	原野	0. 2224 (0. 2408)	ヒノキ	65					
2	塩山下柚木 字山帰所	1 7 8 6 - 3 5	2	1786-35	原野	0. 22 (0. 2304)	ヒノキ	65					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

整番	理号	刊 <u>学</u> 垻 R5 第5号	経営管理権の	設定を受	ける市	可时村	(乙)	(名称) 甲州市 (氏名)		令木 幹	Ė		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1 (住所又は所在地)		
TH'	7	310.3	経営管理権を記	設定する系	森林の	森林所	有者 (甲)	(氏名)	くは名が	∖)			(住所又は所住地)		
		ō	乙が経営管理	権の設定	を受	ける森	株 (A)				経営管理		木材の販売による収益から伐採等に		
番号	Ī	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	権の存続 期間 (終期) (B)	われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	塩山藤 字五ノ	木割	2 3 1 4 - 1	3	2 3 1 4 - 1	山林	0. 269 (0. 089)	ヒノキ	35	公告の あった 目から	3月31日	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の
2	塩山藤 字五ノ		2 3 1 4 - 3	3	2 3 1 4 - 3	山林	0. 0333 (0. 159)	ヒノキ	35			期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐			とおり。
3	塩山藤 字五ノ		2 3 2 7 - 1	3	2 3 2 7 - 1	山林	0. 1624 (0. 2636)	ヒノキ	35			・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置			
4	塩山藤 字五ノ	割	2 3 2 7 - 3	3	2327-3	山林	0. 0914 (0. 0155)	ヒノキ	35			間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様			
5	塩山藤 字五ノ	割	2 3 2 7 - 4	3	2327-4	山林	0. 0565 (0. 0591)	ヒノキ	65			性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。			
6												また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中			
7												に年1回以上は、目視によ る巡視を行う。			
8												経営管理実施権の設定は行わない。			
9															
10															
11															
12															

		乙が経営管理	権の設定	を受	ける森	林 (A)			経営管理権を認	段定する森林の甲以外の権	原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山藤木 字五ノ割	2 3 1 4 - 1	3	2 3 1 4 - 1	山林	0. 269 (0. 089)	ヒノキ	35					
2	塩山藤 字五ノ割	2 3 1 4 - 3	3	2 3 1 4 - 3	山林	0. 0333 (0. 159)	ヒノキ	35					
3	塩山藤 字五ノ割	2327-1	3	2 3 2 7 - 1	山林	0. 1624 (0. 2636)	ヒノキ	35					
4	塩山藤 字五ノ割	2327-3	3	2 3 2 7 - 3	山林	0. 0914 (0. 0155)	ヒノキ	35					
5	塩山藤 字五ノ割	2 3 2 7 - 4	3	2327-4	山林	0. 0565 (0. 0591)	ヒノキ	65					
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12						-							

_	の計画に同音する.
(の計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

整番	理	R5 第6号	経営管理権の	設定を受	ける市	可时村	(乙)		方長 釺		₹		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1		
番	号	弗0万	経営管理権を	設定する	森林の	森林所	有者 (甲)	(氏名又	ては名称	r)			(住所又は所在地)		
	1	ē		権の設定	どを受	ける森	蘇林(A)			tott IVI. beke	経営管理	ACT NV before rettl be a control to the same of the sa	木材の販売による収益から伐採等に	- 20 H) - 5 2 4	
番号	戸	f 在	地番	林班	小班	土里	面積 ^(図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	期間 (終期) (B)	われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	塩山下 字奥矢		1 5 2 5	2	1525	山林	0. 0558 (0. 128)	ヒノ	70	公告の あった 日から	3月31日	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続	管理事業を行うものとし、乙は間伐材の	て金銭の支払い	経営管理権 設定区域は 別添図面の
2	塩山下村 字奥矢村		1526	2	1526	山林	0. 0611 (0. 1403)	ヒノキ	65			期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐	·		とおり。
3	塩山下 字奥矢		1529	2	1529	山林	0. 1666 (0. 2361)	ヒノキ	65			・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置			
4	塩山下標 字大石	抽木 田	1567	2	1567	山林	0. 0323 (0. 1464)	ヒノキ	65			間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ			
5	塩山下標 字大石		1570	2	1570	山林	0. 0436 (0. 1437)	ヒノキ	65			在及び山腹崩壕寺の次音り スクに考慮し、実施するも のとする。			
6												また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中			
7												に年1回以上は、目視によ る巡視を行う。			
8												経営管理実施権の設定は行わない。			
9															
10															
11															
12															

		乙が経営管理	権の設定	どを受	ける森	株 (A)			経営管理権を認	設定する森林の甲以外の権	原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山下柚木 字奥矢坪	1 5 2 5	2	1 5 2 5	山林	0. 0558 (0. 128)	ヒノ	70					
2	塩山下柚木 字奥矢坪	1 5 2 6	2	1 5 2 6	山林	0.0611 (0.1403)	ヒノキ	65					
3	塩山下柚木 字奥矢坪	1 5 2 9	2	1 5 2 9	山林	0. 1666 (0. 2361)	ヒノキ	65					
4	塩山下柚木 字大石田	1 5 6 7	2	1567	山林	0. 0323 (0. 1464)	ヒノキ	65					
5	塩山下柚木 字大石田	1 5 7 0	2	1570	山林	0.0436 (0.1437)	ヒノキ	65					
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

~	の計	雨ル	同音	する。
$\overline{}$	マノロロ	囲べし	田田屋	" ປ າ

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

整番	理号	N事項 R5 第7号	経営管理権の	設定を受	ける市	町村	(乙)			令木 幹ラ	Ę		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1		
番	ヺ	ਆ।	経営管理権を	設定する	森林の	森林所	行有者(甲)	(氏名)	くは名を	下)			(住所又は所在地)		
			乙が経営管理	!権の設定	官を受	:けるネ	柒林(A)			67 24 88	経営管理	(or)) for the larger Her is a second	木材の販売による収益から伐採等に	スパ田に取る土	
番号	Ē		地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管 理権の 始期	権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	塩山下 字奥矢		1 5 2 7	2	1527	山林	0. 0786 (0. 1275)	ヒノキ	65	公告の あった 日から	2029年 3月31日 まで	発揮させるため、甲州市森	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払いは行 わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の
2	塩山下 字奥矢	F柚木 长坪	1528	2	1528	山林	0. 1249 (0. 2205)	ヒノキ	65			期間中に次の施業を1回実施 する。 ・ヒノキ 人工林:間伐			とおり。
3	塩山下 字大石		1 5 6 4	2	1564	山林	0. 1404 (0. 0761)	ヒノキ	65			・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置			
4	塩山下 字大石		1 5 6 5	2	1565	山林	0. 0727 (0. 0952)	ヒノキ	65	:		間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ			
5	塩山下 字大石		1 5 6 6	2	1566	山林	0. 1236 (0. 1509)	ヒノキ	65	1		性及び山腹崩壊等の灰害り スクに考慮し、実施するも のとする。			
6												また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中			
7												に年1回以上は、目視による 巡視を行う。			
8										1		経営管理実施権の設定は行わない。			
9															
10															
11															
12															

		乙が経営管理	星権の設定	定を受	ける系	柒林(A)			経営管理権を設	党定する森林の甲以外の権	原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山下柚木 字奥矢坪	1 5 2 7	2	1 5 2 7	山林	0. 0786 (0. 1275)	ヒノキ	65					
2	塩山下柚木 字奥矢坪	1 5 2 8	2	1 5 2 8	山林	0. 1249 (0. 2205)	ヒノキ	65					
3	塩山下柚木 字大石田	1 5 6 4	2	1 5 6 4	山林	0. 1404 (0. 0761)	ヒノキ	65					
4	塩山下柚木 字大石田	1565	2	1565	山林	0. 0727 (0. 0952)	ヒノキ	65					
5	塩山下柚木 字大石田	1566	2	1566	山林	0. 1236 (0. 1509)	ヒノキ	65					
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を() 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

整番	理号	R5 第8号	経営管理権の	設定を受	ける市	可村	(乙)			計 幹見	Ę		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1		
田田	75	A70 7	経営管理権を	設定する	森林の	森林所	有者(甲)	(氏名)	人は名材	F)			(住所又は所在地)		
		ō	_ 乙が経営管理	権の設定	どを受	ける森	袜 (A)			(cz 2)/, k/c	経営管理	VOT NV foto etti lar ve ette eve energe	木材の販売による収益から伐採等に	7 12 E F F F F	
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	塩山下和 字山帰列		1786-16	2	1786-16	原野	0. 2555 (0. 241)	ヒノキ	65	公告の あった 日から	3月31日	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	て金銭の支払い	経営管理権 設定区域は 別添図面の
2												期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐	30. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10.	,	とおり。
3												・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置			
4												間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様			
5												性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。			
6												また、気象害及び病虫獣害の確認のため、存続期間中			
7												に年1回以上は、目視による巡視を行う。			
8												経営管理実施権の設定は行わない。			
9															
10															
11															
12															

	-	乙が経営管理	権の設定	を受り	ける森	株 (A)			経営管理権を認	設定する森林の甲以外の権	原者(E)		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山下柚木 字山帰所	1786-16	2	1786-16	原野	0. 2555 (0. 241)	ヒノキ	65					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

整番		刊 事 項 R5 第9号	経営管理権の	設定を受	ける市	可村	(乙)	(名称) 甲州市 (氏名)		計 幹	ŧ		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1 (住所又は所在地)		
TH'	7	A10.5	経営管理権を	設定する	森林の	森林所	f有者(甲)	(氏名)	くは名的	ኑ <i>)</i>			(住所又は所住地)		
			乙が経営管理	権の設定	どを受	ける森	F林 (A)				経営管理		木材の販売による収益から伐採等に		
番号	j	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	権の存続 期間 (終期) (B)	われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	
1	塩山小 字扇山	、屋敷 J	2 3 1 3 - 3 4	2	2313-34	山林	1. 0981 (1. 2426)	ヒノキ	65	公告の あった 日から	3月31日	乙は、森林の公益的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続	管理事業を行うものとし、乙は間伐材の	て金銭の支払い	経営管理権 設定区域は 別添図面の
2												期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐			とおり。
3												・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置			
4												間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ			
5												スクに考慮し、実施するも のとする。			
6												また、気象害及び病虫獣害の確認のため、存続期間中			
7												に年1回以上は、目視による巡視を行う。			
8												経営管理実施権の設定は行わない。			
9															
10															
11															
12															

	-	乙が経営管理	権の設定	を受り	ける森	株 (A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山小屋敷 字扇山	2 3 1 3 - 3 4	2	2313-34	山林	1. 0981 (1. 2426)	ヒノキ	65					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

>	1	十二	तिती है	7 E	音音	-	Z

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

整番	理号	■ R5	経営管理権の	(乙)	(名称) 甲州市	万長 釺	おおお 幹を	Ę		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1 (住所又は所在地)					
番	号	第10号	経営管理権を	「有者(甲)	(氏名)	又は名称	ŗ)								
										₩ 314 FX	経営管理	(Q)4 ft ru ltr) - tt - 2) (-	木材の販売による収益から伐採等に	7 12 mm r p + +	
番号	Ī	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管 理権の 始期	権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある。	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	塩山小字扇山	、屋敷 」	2 3 1 3 - 4 6	3	2313-46	山林	0. 1231 (0. 2813)	ヒノキ	60	公告の あった 日から	2029年 3月31日 まで	発揮させるため、甲州市森	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払いは行 わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の
2										- 日から ま (- -		期間中に次の施業を1回実施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の 設置 しは林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様	1987日 - 対X2月14年11477年 v.。		とおり。
3															
4															
5												性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。			
6												また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中			
7												に年1回以上は、目視による 巡視を行う。			
8												経営管理実施権の設定は行わない。			
9															
10															
11															
12															

		乙が経営管理	権の設定	ごを受	ける柔				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山小屋敷 字扇山	2 3 1 3 - 4 6	3	2 3 1 3 - 4 6	山林	0. 1231 (0. 2813)	ヒノキ	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

整番	理 R5 号 第11号	経営管理権の	設定を受	ける市	町村	(乙)			令木 幹ラ	失		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曽1085番地1			
番	号 第11万	経営管理権を	設定する	森林の	森林所	「有者(甲)	(氏名)	(は名称	下)			(住所又は所在地)			
	乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)									経営管理		木材の販売による収益から伐採等に	7.20m2.p.4.+		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況林齢	経営管 理権の 始期	権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考	
1	塩山小屋敷 字扇山	2 3 1 3 - 2 0	2	2 3 1 3 - 2 0	山林	1. 3553 (0. 8977)	ヒノキ	65	公告の あった 日から	3月31日	発揮させるため、甲州市森	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して 金銭の支払いは行 わない。		
2												期間中に次の施業を1回実施する。 ・ヒノキ 人工林:間伐			とおり。
3												・獣害被害が著しい場合、立木への獣害防止用資材の設置			
4											間伐は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様				
5								_			ラ の ま の に	フ の ま の	性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。		
6													また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中		
7												ご年1回以上は、目視による 巡視を行う。			
8											経営管理実施権の設定は行わない。				
9															
10															
11															
12															

		乙が経営管理	権の設定	ごを受	ける柔				経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (図上面積) ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	塩山小屋敷 字扇山	2 3 1 3 - 2 0	2	2 3 1 3 - 2 0	山林	1. 3553 (0. 8977)	ヒノキ	65					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより「保育」を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち 当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された 路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (9)損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

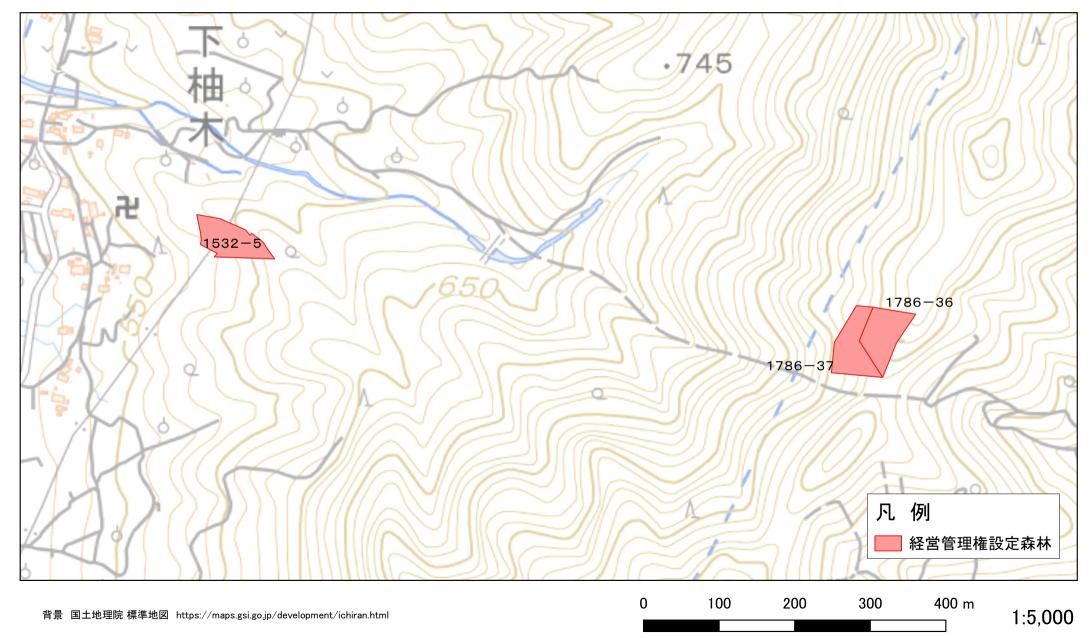
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (11) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

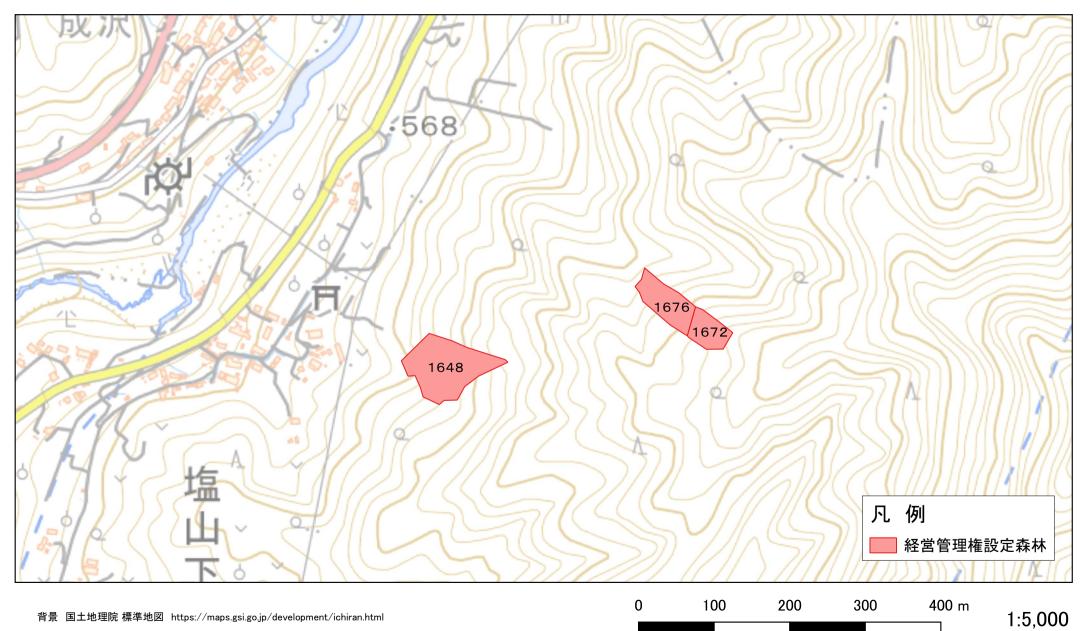
R5第1号 位置図





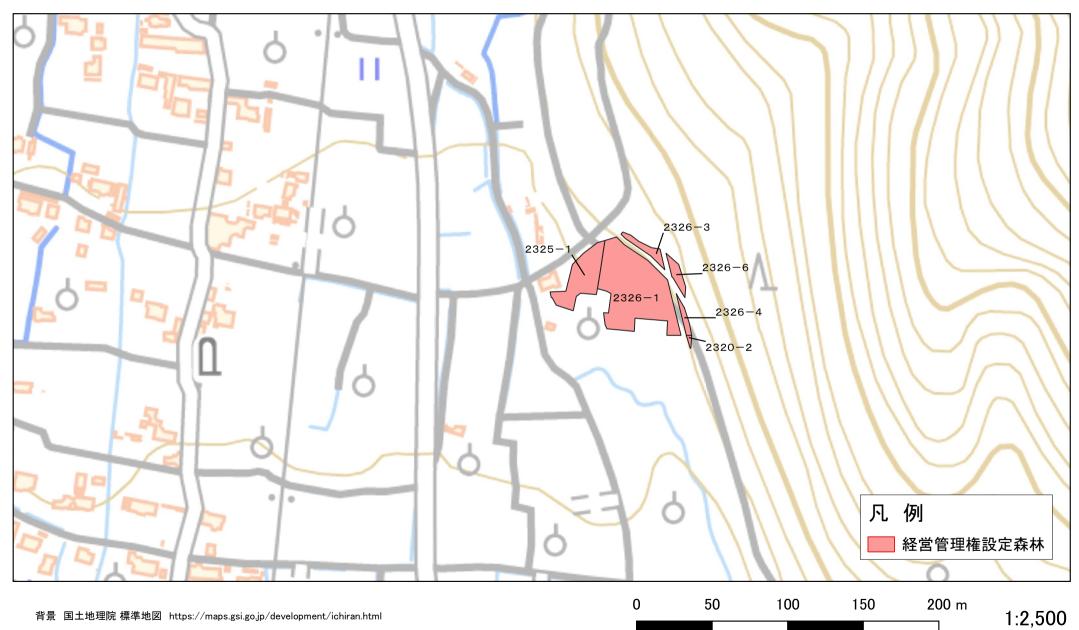
R5第2号 位置図





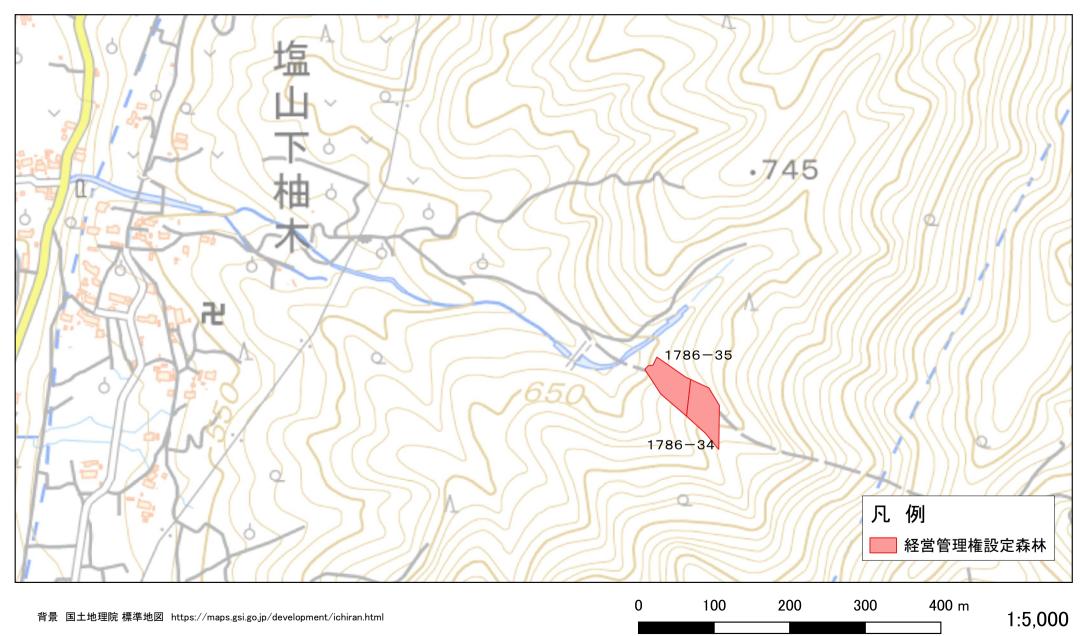
R5第3号 位置図





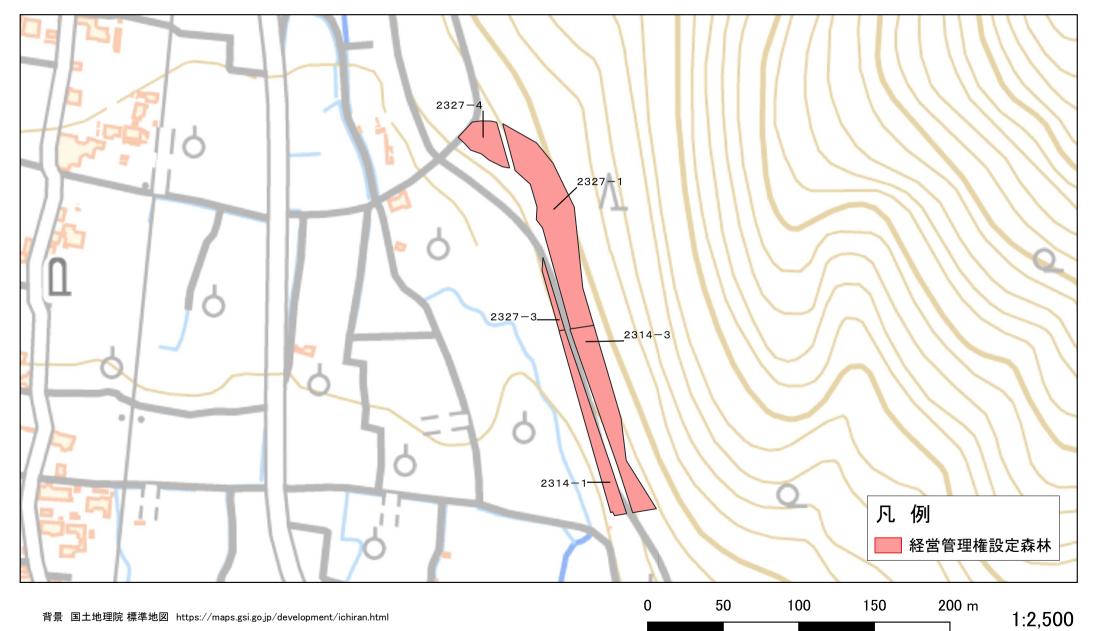
R5第4号 位置図





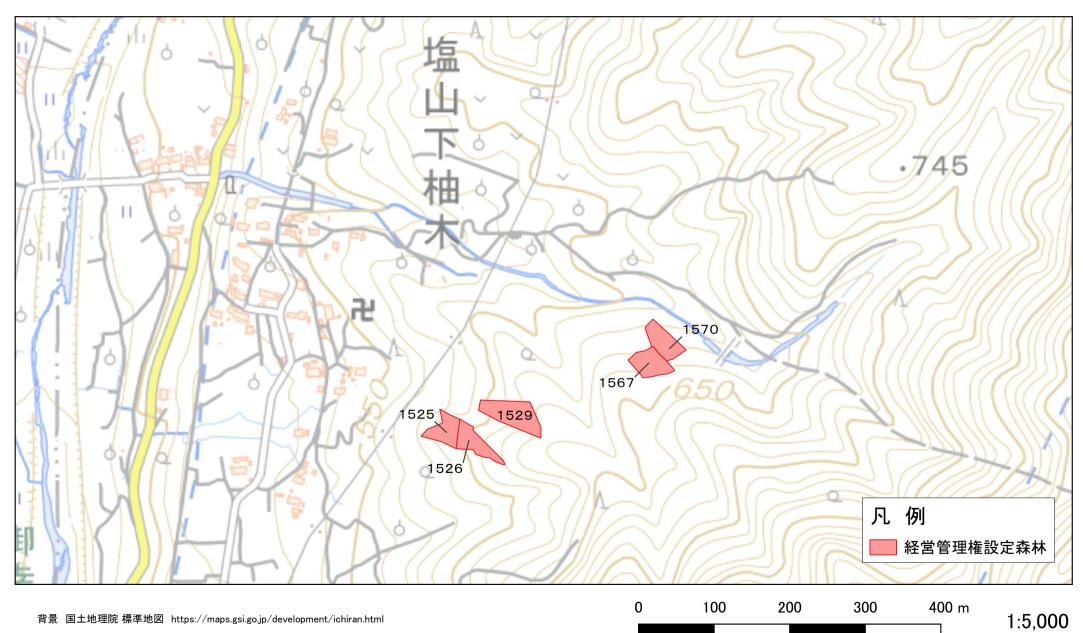
R5第5号 位置図





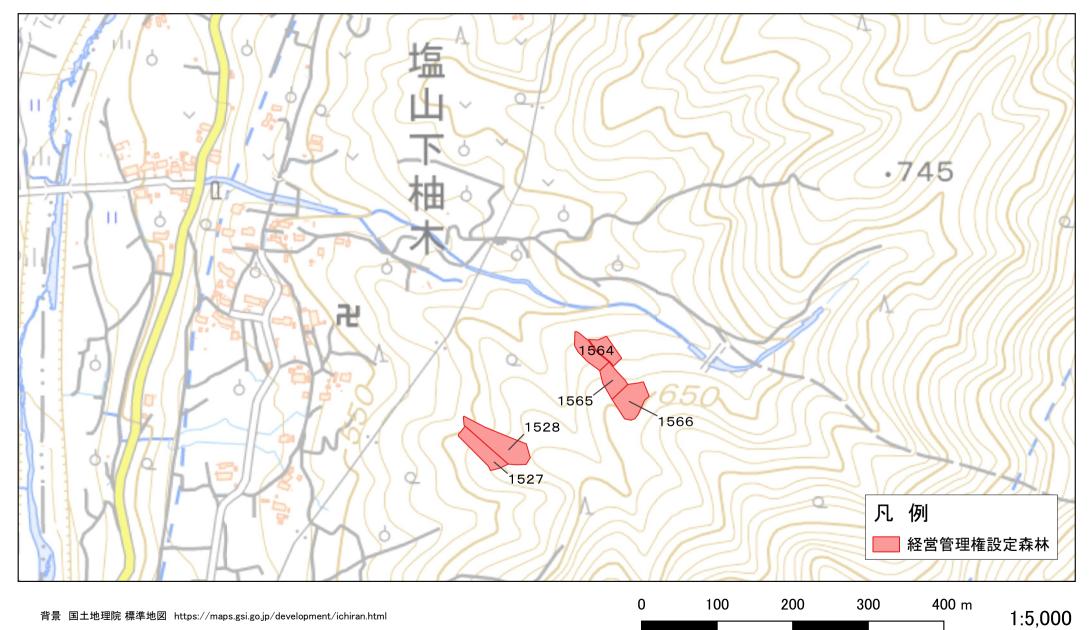
R5第6号 位置図





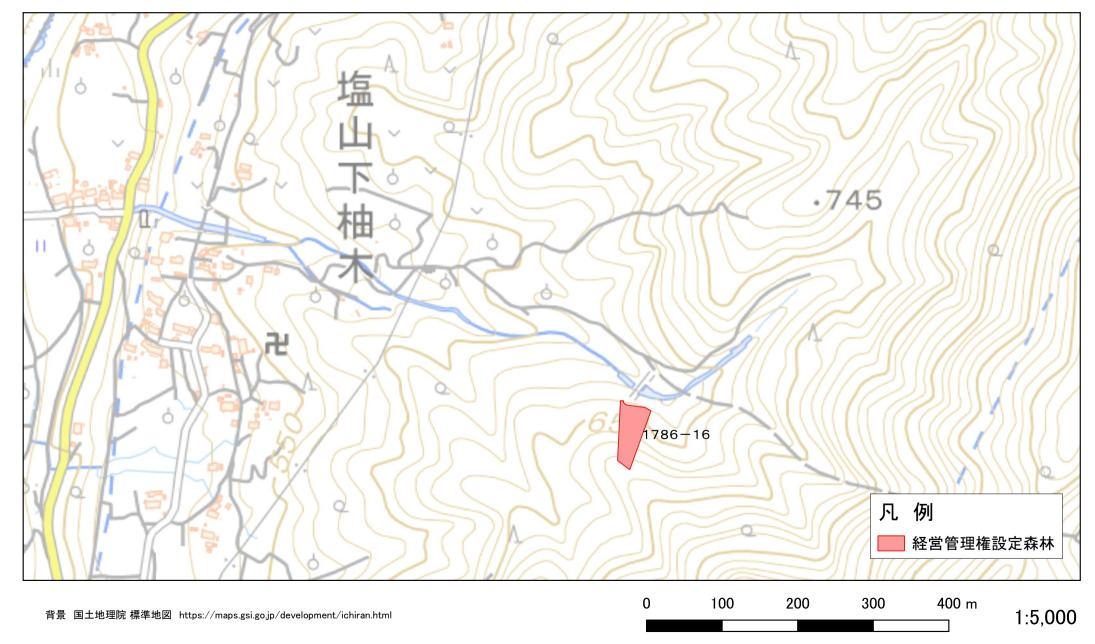
R5第7号 位置図





R5第8号 位置図



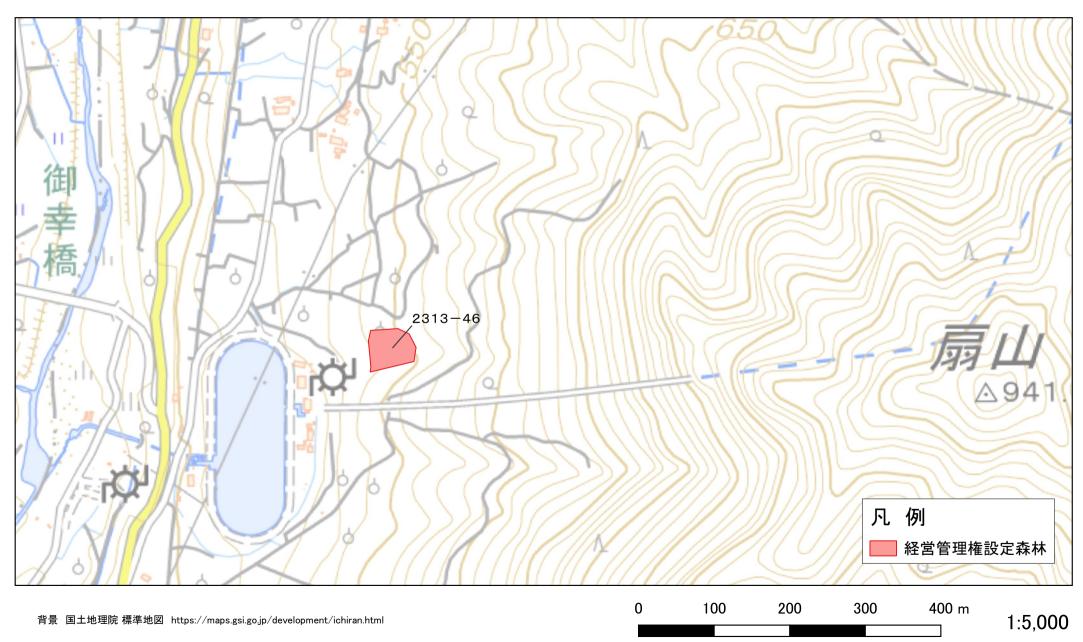


R5第9号 位置図





R5第10号 位置図



R5第11号 位置図

